

第5回総合科学技術会議議事録(案)

1. 日 時 平成13年4月19日(木) 午前9時00分～10時00分

2. 場 所 総理官邸大客間

3. 出席者

議長	森 喜朗	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	笹川 堯	科学技術政策担当大臣
同	片山 虎之助	総務大臣
同	町村 信孝	文部科学大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	石井 紫郎	
同	井村 裕夫	
同	黒田 玲子	
同	桑原 洋	
同	志村 尚子	
同	白川 英樹	
同	前田 勝之助	

(臨時)

議員	坂口 力	厚生労働大臣	(代理 梶屋 敬悟	厚生労働副大臣)
同	谷津 義男	農林水産大臣		
同	扇 千景	国土交通大臣	(代理 高橋 一郎	国土交通副大臣)
同	川口 順子	環境大臣	(代理 沓掛 哲男	環境副大臣)

4. 議事

- (1) 平成14年度資源配分の方針に関する今後の進め方について
- (2) 専門調査会の活動について
- (3) 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」
- (4) 最近の科学技術の動向について
- (5) その他

(配付資料)

- 資料1 平成14年度資源配分の方針に関する今後の進め方について(案)
- 資料2 専門調査会(重点分野推進戦略、評価、科学技術システム改革、生命倫理)の活動について
- 資料3 国立大学等施設緊急整備5か年計画
- 資料4-1 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」
- 資料4-2 ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について(参考資料)
- 資料5-1 最近の科学技術の動向について
- 資料5-2 最近の科学技術の動向について(参考資料)
- 資料6 平成13年度科学技術振興調整費実施要綱・公募要領のポイント
- 資料7 第3回総合科学技術会議議事録(案)

5. 議事概要

【笹川議員】

皆さん、おはようございます。大変公務御繁忙中のところお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

なお、今日は総理の予定もございますので、トータル1時間で終了させたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、ただいまから第5回総合科学技術会議を開会いたします。

今回は、臨時議員として厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣の4大臣に御参加をお願いいたしております。

なお、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣につきましては、代理として副大臣が出席されております。

それでは、着席をして議事を進行させていただきます。

まず、議題に入る前に3月27日付けの第4回総合科学技術会議において、関係省庁から付議がなされた科学技術基本計画（案）につき、全会一致で同意の議決がなされました。

これを受けて、3月30日に科学技術基本計画が閣議決定されたことを、まず御報告をいたします。

（1）平成14年度資源配分の方針に関する今後の進め方について

【笹川議員】

議題1に入ります。総合科学技術会議の最重要課題の1つである、資源配分の方針に関する今後の進め方について、重点分野推進戦略専門調査会の活動も含めて、井村議員から御説明をお願いいたします。

【井村議員】

ただいま、笹川大臣がお話しになりましたように、3月に科学技術基本計画を決定していただきましたので、それを受けて、早速資源配分の方針を決定するための重点分野推進戦略専門調査会を発足させ、検討を開始しました。その内容と今後のスケジュールについては後で申し上げたいと思いますが、その前にこの資源配分の方針に関する今後の進め方を、まず御説明します。

資料1をごらんいただきたいと思います。まず、本日、それから5月の本会議におきまして、どの分野に重点的に資源を配分すべきかという分野別の推進戦略、それから、科学技術のシステムを改革するために、どのような資源配分をすべきかという問題について検討をしていただきたいと思います。本日、御議論をいただきましたら、それを受けて、専門調査会で更に検討をしたいと思います。

6月には分野別の推進戦略を作成いたします。この過程で、ヒアリングによって各省の御意見もうかがいたいと考えております。

それに基づいて、特に重点的に推進すべき施策と質の高い科学技術推進のための予算規模等について、総理に御意見を申し上げることになります。それが、6ないし8月であります。その時期につきましては、経済財政諮問会議の活動や、関係府省との検討等の関連、あるいはまた明年度の概算要求の方針を決定する時期等も勘案しまして、適切な時期

に決めていきたいと考えております。その結果を本会議で御議論いただき、次年度の重要な施策、資源配分の方針を関係大臣に提示をしていただくこととなります。

9月以降は、各府省がどのように基本的な考え方を明年度の概算要求に反映しているかということについて、ヒアリングを行っていくこととなります。また、場合によって、分野別の推進戦略を改める必要が出てきたときは、それについても議論をしたいと思っております。

2ページ目をご覧ください。分野別の重要課題を選定するために、専門調査会にプロジェクトをつくりました。それはライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料。この4つが最重点の分野であります。更に我が国にとって重要な問題で、検討を続けるべきものとしてエネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアを含んでおります。現在、これらのプロジェクトが活動を開始しております。

資源配分の方針につきましては重点分野推進戦略専門調査会のみではなくて、科学技術システム改革専門調査会、それから評価専門調査会とも連携をして、決めていきたいと思っております。例えば国立大学の施設の改善や、明年度の競争資金の増額、という問題については、他の専門調査会と十分意見を闘わして、最終的な資源配分の方針を決定したいと考えております。

資料2の1ページ目に、今申し上げた専門調査会の活動方針が書いてありますので、ご覧いただきたいと思っております。資料1の説明とほぼ一致しておりますが、本会議に随時報告をいたしまして、御意見を伺って決めていくということになると思っております。

以上でございます。

【笹川議員】

どうもありがとうございました。本件につきまして、御発言がございましたら、この後、各専門調査会についての今後の進め方について御説明をいただいた後に、まとめてお願いしたいと存じます。

(2) 専門調査会の活動について

【笹川議員】

引き続き議題2に入ります。

本会議に設置しております5つの専門調査会のうち、重点分野推進戦略専門調査会、評価専門調査会、科学技術システム改革専門調査会、生命倫理専門調査会の4つの専門調査会が立ち上がり、第1回の会合を開催いたしました。各専門調査会の今後の検討内容及び進め方について、各専門調査会の会長から御説明いただき、後ほどまとめて御審議をいただきたいと存じます。

重点分野推進戦略専門調査会につきましては、先ほど井村議員から御説明いただきましたので、次に桑原議員から、評価専門調査会について御説明をお願いいたします。

【桑原議員】

それでは御説明いたします。資料2の2ページ目でございます。

当専門調査会では、去る13日、第1回を行い、検討に入っております。まず、1項の、この専門調査会で行われた調査検討事項であります、大きく2つに分かれております。評価のためのルールづくりと、当科学技術会議自身が行います重要研究開発の評価でございます。

(1)につきましては、諮問第2号である研究開発評価に関する大綱的指針に対する答申を準備すべく活動を始めました。競争的な研究開発環境の実現と、効果的、効率的な資金配分に向けて、大綱的指針の改定の調査、検討をやってまいりたいと思っております。中ほどに書いてありますように、評価の在り方そのものの検討に加えまして、評価に必要な資源の確保を行う必要があると思っておりますが、いたずらに肥大させることなく、いかに効率的に行うかということも大きな重要事項であろうということで検討してまいります。

(2)の重要研究開発の評価につきましては、評価の対象とする研究開発をどう選んでいくか、評価の方法、及び評価の実施に関する事項等を調査検討してまいります。

次に、2. 今後の予定でございますが、大綱的指針の改定に向けましては、6～7月で大綱的指針の骨子の提示をさせていただきたい。これを本会議で中間報告という形でさせていただいて、審議をしていただきたいと思いますと思っております。

ここで、従来と比べて強化したいと思っている点は、産業との連携あるいは基礎研究の

強化であろうかと思っております。これを審議していただいた結果を、あるメッセージとして、各省の実際の予算の反映に向けて使っていただければと思っております。10月頃にパブリックコメントをいただきまして、11月に大綱的指針の作成をして、この会議に諮りまして、答申をしたいと思っております。

なお、一番最後に書いてございますけれども、以上検討する中で、そこに書いてあります2つの専門調査会との密接な連携の下に推進をしてまいりたいと思っております。

以上です。

【笹川議員】

それでは、次に前田議員から「科学技術システム改革専門調査会」についての御説明をお願いいたします。

【前田議員】

私は科学技術システム改革専門調査会の会長を務めさせていただいております。その活動状況につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

いわゆる世界最高水準の研究成果が生み出されて、効率的に社会に還元され、そのための研究開発システムの改革、あるいは産学官連携の新たな仕組みづくり、このようなことを行うことが、この専門調査会の仕事でございます。

専門調査会の活動状況につきましては、資料2の3ページ目をご覧くださいと思います。この専門調査会で取り組むべき検討課題は非常に多岐にわたっておりますけれども、特に、当面は14年度の予算編成における資源配分の方針の策定に関係の深い課題について、取り上げております。そこに書いてありますように、施設設備の計画的、重点的整備の問題。それから、競争的資金の拡充とその在り方。更には、各研究機関に実施計画の策定が求められております人材流動化の向上の問題。こういうことについて、優先的に検討いたしますが、それとともに産学官連携に対しても、今後議論を深めていきたいと考えております。

4月12日に第1回目の専門調査会を開催いたしまして、今後の進め方につきまして、各専門委員からいろいろな御意見をいただきました。その中で、やはり科学技術システム全般につきまして、従来の枠にとらわれることなく、抜本的な改革を行う必要があるという御意見がほとんどでございました。

また、大学の施設整備につきましても、文部科学省から、現状説明をその場所でいただ

き、議論を行いました。その中で、いわゆる世界水準の教育研究環境を確保するということが不可欠であり、整備の必要な国立大学等の施設につきましては、重点的、または重点先行型の5か年計画を立てて整備するという事にいたしました。

5月11日に開催されます第2回目の専門調査会においても、文部科学省から提出されます整備計画をベースに、再度議論を行うことになっております。

この件については、後ほど町村文部科学大臣から御説明があると思います。

今後、5月から6月に掛けて、大体4回程度の専門調査会を開催いたしまして、先ほど述べました当面の課題について、結論を出していきたいと考えております。

以上でございます。

【笹川議員】

それでは、次に科学技術システム改革専門調査会における審議事項に関連いたしまして、町村文部科学大臣から国立大学等施設緊急整備5か年計画についての御報告をいただきます。

【町村文部科学大臣】

お手元に資料3「国立大学等施設緊急整備5か年計画」が配布をされていると思いますが、そのエッセンスだけを申し上げたいと思います。3月30日に閣議決定されました科学技術基本計画を受けまして、国立大学等の新しい施設整備計画の策定に向けて努力をしてきたところでございます。

昨日、この基本計画や、あるいは今、前田議員からお話のあった会議での議論の内容などを踏まえまして、世界水準の教育研究成果の確保を目指し、基本計画期間中における国立大学等施設の重点的、計画的整備を図ることといたしまして、国立大学等施設緊急整備5か年計画を策定をいたしましたので、本日ここで御報告をさせて頂く次第であります。

国立大学等施設については、約1,100万平米の整備が必要であると見込まれておりますが、この計画においては、このうち大学院施設の狭隘解消や、卓越した研究拠点の整備等で約210万平米、更に老朽化した施設の改善整備約390万平米、計600万平米につきまして、整備対象を厳選しながら今後5か年間に重点的、計画的に整備を図りたいと考えております。所要経費は約1兆6,000億円と見込んでいるところでございます。

文部科学省といたしましては、本計画の達成に向けて最大限努力をしまっている所存でございますが、議員各位におかれましても、御支援をお願いいたしますとともに、関係府省

におかれましても、御協力をお願いをする次第でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【笹川議員】

それでは、本件につきましては、科学技術システム改革全般の中で十分御論議いただくようお願いいたします

なお、生命倫理専門調査会につきましては、この後、諮問第3号の御報告の後で、別途御説明をいただきたいと思っております。

それでは、以上の平成14年度資源配分の方針の策定に向けた今後の進め方について、及びこれに関連する重点分野推進戦略専門調査会、評価専門調査会、科学技術システム改革専門調査会の活動について御質問、御発言がございましたら、挙手をしてよろしくお願いいいたします。

【谷津議員】

科学技術基本計画に示されましたライフサイエンスや環境などの重点化すべき分野については、農林水産研究開発が担うべき役割が大きいことから、農林水産省といたしましては、積極的に貢献して参りたいと思っております。

なお、今般、農林水産研究・技術開発戦略を策定しまして、主要分野ごとに今後5年間及び10年間の具体的な達成目標水準と推進方策を明確にして、研究開発の重点的かつ計画的な推進を図ることとしております。

また、28試験研究機関を再編いたしまして、8独立行政法人が発足いたしました。今後は、独立法人制度の特色を生かしまして、柔軟で機動的な運営と研究結果の厳正な評価を行うことにより、効率的、効果的な研究を実施することとしております。

【片山議員】

今度のこの会議の成果は、資源配分の方針をどういうふうの実効性あるものを決めるか。決めたものがどう守られるかということだと思います。そこで、決められますのは、経済財政諮問会議だとか、新IT戦略本部があります。これはITに絡むんですけども、その辺の関係の整理が要るんじゃないでしょうか。

それから、この資源配分の方針は、重点的に推進すべき事項というのは内閣総理大臣に意見、それから、重要な施策資源の配分に関する考え方というのは、これはどの程度の細

やかさなんですか。

【井村議員】

まず経済財政諮問会議との関係ですが、これは非常に大切だと思っております。既に第1回目の合同の会議を開催いたしました。今後適当な時期に両方で話し合っ、予算配分はどの位いただけるのか、ということを決めていきたいと思っております。

それから、重点分野につきましては、現在、プロジェクトをつくりまして、そこで議論をしていただいております。プロジェクトごとにより細かく指定していきたいと思っております。例えばライフサイエンスですと、この課題とこの課題が来年度の重点ですと。環境ですと、こういう問題をやりましょう。ITだと、こういうことが重要ですよ、非常に重要な施策、問題点を、かなり明確にしていって方がいいんじゃないかと考えております。これは議論がまだ始まったところではありますが、6月までにまとめ上げて、本会議に御報告できるようにしたいと思っております。

【片山議員】

それを決めると、大体の予算額というのは、何となくイメージとして浮かぶような細かさですか。

【井村議員】

こういう分野におよそどの位ということが、ある程度わかるように決めたいと思っております。

【片山議員】

そこで研究評価というのをやりますね。行政評価法案というのを、この国会に出していますが、そうすると、その辺の分担関係というはあるんでしょうか。いわゆる政策評価も、研究開発評価のウェイトが大きいんです。

【井村議員】

それについては、先ほど報告がありましたように、評価の専門調査会を出発させまして、評価のあり方を考えていきます。研究費につきましては、配分のときに事前評価をやるので、主として事後評価、どのような効果が上がったかということの評価になろうと思

います。ただ、非常に大きなプロジェクトが出てまいりますと、例えば核融合のITERなどが、今議論されておりますが、ああいうものは非常に大きなお金が要りますので、これは事前評価を考えていかないといけないと思います。

【片山議員】

事務方でひとつお願いします。

【井村議員】

総務省の方の政策評価の1つとして、研究評価が入っておりますので、それはよく連携を取って、こちらの評価とうまく連動するようにしていく必要があると思っております。

【平沼議員】

この資源配分に関してですが、これはもう織り込んでおられると思いますが、念のため言わせていただきます。アメリカではホワイトハウスを中心に、各省が連携して、ライフサイエンスだとかナノテクノロジーは強力な体制ができています。ですから、当然そういうことはもうお考えになっていると思いますけれども、アメリカ以上に強力な体制を組んで、ここはしっかりやっていくことが必要だと思っております。

もう一点、大学の問題で、町村大臣からお話がありまして、老朽化だとか狭隘化、それに対して1兆6,000億円を投ずる。これはこれで結構だと思いますし、総花的にやるということも、ある意味では基盤をつくるということが必要だと思いますけれども、日本の場合には1つか2つ、強力な大学体制があって、そこに行けば科学技術なども、すべてとは言いませんけれども、そこが非常に大きな力を持って、そこが何でもある意味ではアメリカ並みに、そういう大学がありますけれども、こなせるということも、私は日本の中で総合的に力の強いものを1つ作るということも非常に私は大事だと思っておりますので、その辺もちょっとお考え置きをいただきたいと思っております。

【井村議員】

今の問題、簡単にお答えいたします。

最初の問題につきましては、例えばミレニアム・プロジェクトの中で、既に省庁横断的なチームをつくり、現に研究が動いております。したがって、今後ともできるだけ省庁横断的なチームを作ってやっていく必要がある。その中心として、総合科学技術会議が重要

な役割を果たしていくべきであろうと考えております。

2番目の問題については、これは町村大臣からお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、重点的な施設改善を文部科学省は考えていただいております。いい仕事が出ている大学に重点的に施設を改善していくという方針が、出されると思います。

【町村議員】

確かに重点的に進めたいものが幾つかありますが、それ以前の、とてもこれがまともな研究施設かというのがあります。これは1、2の施設を御覧になればすぐわかることと思いますし、これは大学の先生方が一番よく御承知のことと思います。とても信じられないようなスラム化したようなひどいところもあるので、昭和45年以前の施設というか、むしろ明治のころにできたのではあるまいかと思われるような、極めて老朽化したものがありますので、そういうのもきちんとやっていきませんか、一点豪華主義でどんとやるのもいいのですが、それだけではどうにもならない部分も相当程度ありますので、こういう表現になっているということを御理解賜ればと思います。

【白川議員】

関連して1つ意見を述べさせていただきます。

老朽化というのは時間が経つからある面では仕方がないんですけども、狭隘化という面では、基準面積の見直しがもう一度必要なんではないでしょうか。どこの場で必要かどうかは別として、その辺の見直しをもう一度お願いしたいと思っております。

【森議長（内閣総理大臣）】

機械装置が大きくなっているんですね。それが全部スペースを取っているんです。

【榊屋議員代理】

これから専門調査会で鋭意検討いただきますが、最初に申し上げましたように厚生労働省ライフサイエンス分野については、非常に力を入れております。特に生命倫理の問題がありますので、併せて検討される必要があるという観点から、専門調査会では横の連携ということを是非お願いをしたいと思います。

併せて、今、産学官の話も出ましたけれども、今年から私ども厚生労働省ライフサイエンス分野での産学官の共同研究を進めるということで、ゲノム研究、あるいはたんぱく質

化学を利用した創薬研究でございますが、格段に進めるために、医薬基盤技術研究施設、これを整備するというところで着手をしております。ナノテクノロジーも含めて、新たな分野も視野に入れて取り組みたいと思っております。どうぞ横の連携もお願い申し上げたいと思います。

【沓掛議員代理】

環境から一言申し上げたいと思います。環境分野の推進戦略の策定に当たっては、環境省といたしましても、地球温暖化、化学物質による環境汚染、循環型社会の実現、生物多様性の保全などに関する研究や、技術開発の具体的な課題、及びこれらを重点的、戦略的に行うための方策について、中央環境審議会において検討することをはじめ、できる限りの協力を行うことといたしております。

環境に関する今申し上げた地球温暖化、化学物質による環境汚染、例えばPCBなどでございますが、これらに対する研究の歴史も浅く、また、待ったなしの施策でもございますので、是非、資源配分の方針の審議に当たっては御配慮いただくことをお願いしたいと思います。

私も国立の研究機関にありましたし、行政もやりましたし、政治家もやり、何でもやらせていただいてきた人間から、この問題について申し上げれば、科学技術基本法をつくるときにも盛んに申し上げてきたんですけれども、これからの我が国にとって、改良的な発明なり、特許については非常に進んでおりますが、創造的な特許、いわゆる発明、そういう分野については非常に後れているというふうに思います。そこで私は思うんですが、限られた資源であれば、いわゆるハードよりもソフト面に重点を置いてやっていただきたい。

例えば日本中で若い研究者がたくさんいるわけですから、その研究者からどういうことをやりたいといういろいろな資料をもらい、そして、ここにおられるような方々で審査して、良い人であれば、その人に与えて外国の研究なり勉強なり、そういう機会を与えてあげる。例えば1人に200万円与えるとして、1億円のお金を用意すれば50人のすばらしい研究者に、外国を見ていただける。私も研究者時代に、外国のいろんなところに、こういうことがある、似たようなことをやっていると思うと、飛んで行って勉強したいという気持ちでございました。そういう若い研究者がたくさんおられるわけですから、そういう方々から何をしたいというデータを取って、その人にすばらしきものがあれば、仮に50人なら50人、そうやって選んであげたら、ものすごい刺激にもなるし、そういう形で交流を通じて研究ポテンシャルを是非上げていただきたいと思います。

以上です。

【高橋議員代理】

国土交通省でございます。重点8分野の中で、社会基盤分野は国民生活を支える基盤的分野であり、情報通信や環境分野などとともに、安全・安心で活力ある社会を実現するために、技術研究開発を着実に進めて、その成果を社会に還元することが極めて重要でございます。

そこで、国土交通省といたしましては、引き続き住宅、社会資本及び交通分野における技術研究開発を強力に推進し、安全・安心で活力ある社会の形成に貢献したいと考えております。よろしくお願いいたします。

【笹川議員】

よろしゅうございますか。それでは、貴重な御意見どうもありがとうございました。平成14年度資源配分の方針の策定に向けた今後の進め方については、原案どおりとさせていただき、皆様の御意見を十分踏まえ、まず6月末の分野別推進戦略の作成に向け、各専門調査会が十分連携して調査・検討を進めるようにしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、その際には関係各省の御協力を是非ともよろしくお願いいたします。

(3) 諮問第3号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」

【笹川議員】

それでは、議題の3に入ります。本日、町村文部科学大臣から、総合科学技術会議に対して、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」の諮問がございました。町村文部科学大臣から御説明をいただきたいと存じます。

【町村文部科学大臣】

お手元の「資料4-1」そして「資料4-2」というのが該当をいたしますので、一言

発言をさせていただきます。

「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」の検討を、総合科学技術会議にお願いをしたいので、諮問第3号ということで諮問をさせていただきます。

ヒトES細胞の研究は、移植用の細胞や組織の作成による革新的な再生医療に道を開くものですが、人の生命の萌芽と言えるヒト胚を使用することから、倫理的な問題をはらむものであり、研究を進めるに当たっては、生命倫理上の配慮が必要と考えます。

文部科学省では、昨年3月に科学技術会議生命倫理委員会において示された、基本的考え方に基づき、今年2月に指針案を作成をいたしました。その後、約1か月間のパブリックコメントを行ったところであります。本指針案は、総合科学技術会議が検討することとなっている、ヒト受精胚の取り扱いの在り方に関する検討と密接に関連するなど、科学技術の振興に関する重要事項であると考えられることから、総合科学技術会議に諮問をすることとさせていただきますので、よろしく御検討方お願いを申し上げます。

【笹川議員】

どうもありがとうございました。それでは、本件も含め、生命倫理専門調査会の今後の進め方につきまして、井村議員から御説明をいただきます。

【井村議員】

ただいま町村文部科学大臣から、諮問をいただきましたので、まず「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」について検討したいと思えます。ただいまお話がありましたように、ES細胞は、あらゆる組織に分化し得る、いわゆる万能細胞と呼ばれるものでありまして、臓器移植が極めて困難な日本では、臓器移植を超える新しい治療法として、非常に注目されるものであります。

ただ、受精卵を壊さねばならないという倫理的問題がありますが、これにつきましては、既に科学技術会議時代の生命倫理委員会でかなり慎重な議論をいたしました。また、パブリックコメントも経て、基本的な枠組みを決めております。

今後、ただいま御諮問をいただきました指針につきまして検討をいたしまして、できるだけ早く御報告をしたいと考えております。

2番目に、クローン個体をつくることは、既に法律で規制していただいております。しかし、その前段階の試験官の中で、クローンの基になるような細胞をつくることは、ガイドラインで規制することになっております。そういった特定胚につきましては、既に文部

科学省において検討していただいておりますので、これもまとめ次第諮問をいただいて、科学技術会議の中の生命倫理専門調査会で検討をしたいと思います。

第3に、ヒト受精胚の取り扱いの在り方であります。現在、御承知のように体外受精により日本で年間1万人以上の子どもが生まれております。しかし、ヒト胚の取り扱いに関する基本的な方針は決まっておりません。前回のクローン技術の規制法の場合にも、ヒト受精胚の在り方について、全体として検討するようにという御指示をいただいておりますが、これには非常に難しい問題が絡んでおりますので、およそ2年の時間をいただいて、平成15年の秋までには、ヒト胚に対する考え方をまとめたいと思っております。今後、月に1、2回程度の会議を開きまして、ただいまの3つの課題について、できるだけ迅速に結論を出すようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

【榎屋議員代理】

井村議員からお話がありましたが、ヒトES細胞の活用につきましては、特に再生医療の分野で応用が期待されるわけでありまして、厚生労働省も注目をしているところであります。特に、今、申し上げました再生医療の臨床研究、この在り方につきまして、厚生科学審議会においても検討いたすこととしております。再生医療の臨床研究が円滑に進むよう取り組んでまいりたいと私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

【井村議員】

ただいまのES細胞の指針でございますが、これは主として研究用に作っております。したがって、研究がある程度進んで、実用化の目途が立ちますと、今度は今おっしゃったように、これを患者さんに使うこととなりますので、更に新たな検討が必要になると思っております。その点でまた、是非、この生命倫理専門調査会と協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【笹川議員】

それでは、ただいまの厚生労働大臣の御意見も踏まえまして、諮問第3号につきましては、生命倫理専門調査会において調査・検討をお願いし、その結果を踏まえて総合科学技

術会議で審議し、答申していくこととさせていただきます。

(4) 最近の科学技術の動向について

【笹川議員】

それでは、議題の4であります。重要な政策課題に対して、機動的かつ的確に対応するため、最近の科学技術に関する動向について御報告を願います。

本日は1．主要国等の科学技術政策における重点課題、2．国の試験研究機関の独立行政法人化について、3．口蹄疫についての3つの内容につきまして、井村議員より御説明させていただきます。

【井村議員】

それでは資料5 - 1と資料5 - 2をご覧くださいと思います。資料5 - 2が詳細報告で、資料5 - 1はそのレジュメであります。

資料5 - 1の1ページをご覧ください。1980年代から90年代前半に、欧米では経済競争力の低下、環境悪化、グローバル化の進展、急速な社会の変容等、さまざまな問題が起こってまいりました。そうした中で、科学技術の振興により、すぐれた研究成果を生み出すとともに、それを産業や社会へ還元していくという政策が必要になってまいりまして、各国ともさまざまな政策を打ち出しました。それによって生活を向上させ、産業競争力の回復をねらったわけであります。

具体的な政策は、そこにまとめておりますが、政府による科学技術投資の拡大、つまり研究投資の拡大であります。大学等における基礎研究の重視と説明責任、これはお金をどんどん使うようになりますので、一方では説明責任を確保することが必要になっております。研究開発分野の重点化の推進。優れた研究成果を効果的に生み出すよう、研究システムを改革していくという問題。産業技術力の向上に結び付けていく、そして技術のイノベーションを推進するということ。科学技術と国民とのコミュニケーションの強化。そういったことが、具体的な施策として盛られております。そして、特にアメリカあるいはイギリスにおきましては、こういった施策の結果としてITやバイオ等の最先端の部分で、非

常に卓越した成果が上がり、それがベンチャーを生み出し、経済を活性化しているわけ
あります。

2 ページ目に、アメリカの政策動向を書いております。98年に、エーラーズという下
院の科学技術委員会の副委員長から「未来への扉を開く：新しい国家科学政策」という報
告が出されました。これは軍事力から経済競争力への強化に転向していくということを決
めた、大変歴史的な報告書になっております。ここでも基礎研究の重視がうたわれており
ます。そうしたことを受けて、2000年度の予算では基礎研究、情報技術の新しいイニ
シアチブ、IT²と名付けられておりますが、それからバイオサイエンスの強化がうたわれ
ております。

ブッシュ政権になりまして、まだ科学技術政策が正式には打ち出されておられませんけれ
ども、2001年の予算を見ますと、バイオサイエンスとナノテクノロジーが重視されて
いるということは、先ほど平沼大臣がおっしゃったとおりであります。

更にブッシュ政権では、教育改革が非常に重要なテーマとして取り上げられております。
特に数学理科教育の改革が、重要な課題として取り上げられております。K-12と言
いまして、キンダーガートンから12年間、その間のアメリカの教育に非常に大きな問題が
あるので、これを改善していくということで、5年間で10億ドルの予算が予定されてお
ります。

NIHに対しましては、基礎的な研究成果を臨床に応用するための研究が、「基礎的発
見を明日の治療につなぐ」といううたい文句で重視されております。それから、医療画像
処理、生命工学研究所を新しく新設する。この分野は、アメリカは非常に進んでおりま
すけれども、それを更に一層進めるために、新たな研究機関を作っていくということがうた
われております。

次は英国でございますが、御承知のようにブレア首相になりましてから、競争力白書が
出ました。そうして明らかに経済を動かす科学技術という視点が述べられております。2
001年からは、科学予算3か年計画で年率平均7%ずつの増額をしていく。ゲノム、e-
Science（これは研究活動のIT化であります）、それから、基礎技術というものが重視さ
れております。また、新フォーサイト・プログラムで、将来に向けて優先課題を決めてい
くということが、現在問題とされております。

次に、ドイツですが、ドイツではシュレーダー首相の所信表明演説、ブルマン連邦教育
研究大臣の演説等から、政策をうかがうことができます。また、2000年には、ドイツ
連邦政府研究報告書が出ており、バイオサイエンス、情報技術等が重要な課題としてうた

われております。そのほかにも、括弧の中に書いてありますように、大体日本と似たような分野が取り上げられています。ドイツでは、大学改革が非常に重要な課題となっておりまして、この点も日本と共通の問題であろうと思います。

フランスにおきましては、ジョスパン首相を議長とする、科学技術関係閣僚委員会が発足して、そこでいろいろ議論がなされております。枠で囲んだように、7つの重点分野を決定しておりますが、これも我が国のと非常によく似ております。2001年度の予算では、この優先7分野を重視して、重点的な研究投資をする、と同時にやはり研究システムの改革が重要であるということをおっしゃっております。

次にEUでございますけれども、最近EUとしての研究の推進をいろいろ考えております。EU全体を一つのネットワークとして、研究開発力を向上させていくということが検討されております。

以上が、各国の状況でございます。

2番目に、国の試験研究機関の独立行政法人化について御報告をしたいと思います。平成13年4月1日から97機関ありました国の試験研究機関のうち、68機関が32の独立行政法人となり、新しい体制がスタートいたしました。この独立行政法人では、主務大臣が各法人に中期目標を示します。各法人がそれを受けて、中期計画を作成いたしました。主務大臣が認可するということが決められております。このことが、32の独立行政法人ですべてなされております。この独立行政法人の主な効果は、そこに書いてあるとおりですが、要約いたしますと、1つは運営の効率化、2番目には、業務の質の向上。この2つが主な目標になって、さまざまな効果が生まれるのではないかと期待されております。

最後に少し時間をいただきまして、口蹄疫について簡単に御報告させていただきます。

イギリスにおきましては、御承知のように5月の総選挙が、この口蹄疫のために1か月延期されるという事態が起こっており、大変大きな政治的な 이슈となっておりますので、簡単に御報告をしたいと思います。口蹄疫は、牛、羊、豚、山羊等の偶蹄類に発熱と、それから口や蹄に水疱ができるという病気で、したがって口蹄疫と名付けられております。英語でも、foot and mouth diseaseと言われるております。死亡率は低いんですが、乳が出なくなる、また非常に感染力が強いということで問題になっております。イギリスでは、既に100万頭がこのために屠殺され、イギリスの畜産業は大きな打撃を受けております。更にフランス、オランダ、アイルランド等で発生をしております。

我が国におきましては、平成12年3月に92年ぶりに2ヶ所で、口蹄疫が発生しまし

たが、農林水産省の御努力で拡大することはなく、現在のところ問題はありません。しかし、今、世界各国ともこの口蹄疫が入らないように、防疫体制を強化している状況でございます。これにつきましては、農林水産大臣からお話があるのではないだろうかと思っております。

なお、この動物の病気として、もう一つ狂牛病の問題があります。これは幸いにして、まだアメリカ及び日本には入っておりませんが、これも大きな問題でありますので、また時期を見て御報告をしたいと思っております。

以上でございます。

【笹川議員】

それでは、ただいま説明のありました内容について、御質問がございましたら御発言を願いたいと思っております。

【谷津議員】

今、井村先生からお話がありましたように、最近における欧州での口蹄疫の発生に対しましては、農林水産省では発生状況を迅速に把握し、発生国からの偶蹄類の動物及びそれらの畜産物の輸入を直ちに停止するとともに、動物検疫所において、欧州等からの旅行者に対し、到着時に靴底の消毒を実施するなど、水際での侵入防止措置の徹底を期しているところであります。

なお、我が国におきましては、ただいま井村議員の方からお話がありましたように、昨年の3月から5月にかけて、宮崎県と北海道において、92年ぶりに発生が確認されましたが、的確、迅速なまん延防止処置をいたしました結果、わずか4件の発生で抑えることができました。これにつきましては約半年で清浄化を達成し、国際的にも高く評価をされたところでもあります。

さらに研究開発面におきましては、これまでの主要研究成果である人工抗原の開発等に加えて、平成13年度から新たに、さらに迅速かつ高精度な診断技術の確立、口蹄疫の発生・拡大についての予測技術の開発等に取り組み、より万全な家畜防疫体制の構築に努めているところでございます。

以上でございます。

【笹川議員】

何か御意見ありますか。はい、どうぞ。

【黒田議員】

井村議員の主要国各国の科学技術政策に関連してちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

科学技術の研究開発には、幾つか重要な要素がありまして、1つは環境であると思います。世界のポスト・ドクトラル・マップに載る日本の研究室を作って欲しいと常々思っております。ということはどういうことかということ、世界中の大学院で博士の学位を取った優秀な人がどこのポスト・ドクに行こうかと考える時に、日本のあの大学の、あるいはあの研究所のあの先生のところに行きたいと、こういうふうに思われるところが、オックスフォード、ケンブリッジ、ハーバード、MITなどといったところと並んで、浮かんで欲しいと思っております。それは、特別に給料が特に高いということではなくて、研究環境がよいとか、そこに行くと優秀なスタッフや仲間たちと充実した研究が行えて、キャリアパスとしてよい（これが重要なんですが）、キャリアパスとして有効であるということでありまして、今度設備を充実していただくという、今、町村文部科学大臣からの御発言で、大変にありがたいと思っております。

更にもう一つ重要なのが、人材だと考えております。今、井村議員から紹介があったK-12ですが、アメリカでは理数の英才教育を推し進めています。

これに対して日本は、新しい学習指導要領で30%の内容の削減、更にこれまでにない厳しい教科書検定が行われているということで、将来を非常に心配しております。例えば、高校の学習指導要領、理科の部では、189カ所、何々に触れることとか、扱うことという下限が設定されておりますが、何々は扱わないこと、深入りをしないことというのが59ヶ所あります。ということは、新学習指導要領が最低基準を示しているとは、私にはとても思えない。更に困ったことには、学習指導要領を少しでも逸脱すると、教科書の削除対象です。

例えば、小学校で、昆虫というのは「植物を食べて、植物を住みかにしているもの」に限定されるので、水辺の昆虫の写真が入ってはいけません。植物は栽培を通して扱うために、野草の観察は不要である。学ぶ元素記号の数を抑えるのは当然なんですけれども、これまでは表紙の裏に周期表が載っていたけれども、今度はこれもいけないということになっております。

これに対してアメリカの高校のベスト・セラーの生物の教科書はカラーで1,150ページ。ちょっと重くて持って来れなかったんですが、環境、エイズ、ゲノム、喫煙と肺がんなど日常生活に関する問題が図や写真入りで説明されています。私が考えるに、ゆとりというのは、学習と別に対峙してあるものではなくて、多くの植物や昆虫を観察したり、自分がまだ学んでいない元素の世界に思いをはせるという、そういうこともゆとりの1つの重要な要素ではないかというふうに考えております。

優秀なリーダーというのは少数でいいかもしれない。しかし、上限が定められて、選択の余地のない一律のゆとりのない教科書であっては、自然を愛し、自然に興味を持ち、深く自然を探求し、社会や環境との関係も考えられるような理数系のリーダーが標準の学校教育で育つかどうかということに大変危惧を感じております。

科学技術基本法で多くのすばらしいことを決めていただき、実行に移すべく御尽力いただいておりますが、5年後、10年後、20年後に人材の質の低下を嘆いても遅いのではないかと考えておりますので、この席で意見を述べさせていただきます。

【町村議員】

この議論は、場を改めて、ゆっくりと議論をしていただかなければならない大変重要な問題だと思っております。学習指導要領の基本的な性格、確かにお触れをいただいたように、私どもは最低基準、下限であると。確かに、これこれに触れてはいけないというのが多いというのは、私どもよく承知をしております、その辺を今後どうするかということは考えなければいけないと思っております。ただ、教科書ですべてを学ぶわけではないわけです。要するに、ここは下限ですから必ずすべての人がみんな押さえてくださいよという意味での学習指導要領であり、教科書なんです、それを超えて進む人、例えば、小学校3年生が小学校4年であれ、中学生の中身であれ、あるいは高校の教えていることをどんどん進んで学ぶことをいけないと言っているわけではない。例えば小学校3年生の子どもが小学校4年、あるいは中学校の教科書、あるいは他の副読書、副教材というものを使って先をどんどんやることは別に何ら妨げていないわけです。これをやっちゃいかんとは私らは全く言うておりませんし、またそうでなければ、まさに意欲がある、向上心のある、子どもたちのそれを止めてしまうわけです。それはいいですよと、ただ、最低限のものはここで必ずやってみなさい。すべての人が理解をするように努めてくださいという、そういう学習指導要領であるということをお理解いただきたい。それは教科書で千何ページでしたらできるかもしれませんが、しかし、そのことのまた逆の問題点も、今まで大きく指摘

されてきたので、新しい学校週5日制を導入するに当たって、思い切って厳選をしたという趣旨でございます。

【笹川議員】

文部科学大臣には、ひとつ別の機会を是非作って頂いて、ひとつ討論をしていただければありがたいと思います。

(5) その他

【笹川議員】

それでは次に、議題5でございます。平成13年度科学技術振興調整費についてですが、現在公募に向けた手続が進んでおります。具体的には文部科学省が実施要項及び、公募要領を作成し、私と有識者議員の皆様で、その内容が平成13年度科学技術振興調整費配分の基本的考え方に沿ったものであること、確認させていただきましたので、御報告いたします。

最後に第3回本会議の議事録についてです。資料7をごらんください。既にチェックしていただいておりますが、本会議終了後公表することと予定をいたしておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

御異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、原案どおり決しまして、本会議終了後公表いたします。また本会議の資料につきましても、すべて公表することといたしておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

【笹川議員】

それでは御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

(報道関係者入室)

【笹川議員】

それでは、最後に森総理から御発言をいただきたいと思います。

【森議長（内閣総理大臣）】

大変御熱心な御議論をありがとうございました。特に教科書につきましては相当御意見があるようですが、改めてまたいろいろと御教示をいただければと思います。

先月30日には、総合科学技術会議から答申された総合戦略を受けて、「科学技術基本計画」を閣議決定いたしました。本基本計画の策定は、総合的かつ戦略的な科学技術政策推進に向けた第一歩であり、今後、本基本計画に示された重要政策について、省庁間の縦割りを排し、総合科学技術会議が司令塔となって、実現していかなければなりません。

中でも、本日ご議論いただきました、平成14年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針の作成は、最重要課題の一つであります。このため、まず、6月を目途に、専門調査会を活用しつつ、分野別推進戦略を作成することといたします。効果的・効率的な資源配分を図るための研究システム等の改革についても、あわせて検討することが重要であります。

また、本日は、文部科学大臣から、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針について」の諮問がありました。ヒトES細胞の研究は、世界的にも移植医療への応用が期待されているものであり、これまでの議論も踏まえ、生命倫理専門調査会を活用しつつ、生命倫理の観点から、真摯な御議論をお願い致します。

主要国の科学技術に関する重点課題についても、米国ブッシュ政権の新たな動きも含めて、井村議員からご報告いただきました。各国とも、優れた研究成果を生み出すための研究システム改革を行い、知の源泉たる基礎研究に力を入れるとともに、研究成果の活用による産業競争力の強化に向けたイノベーションを推進しております。我が国としても、このような世界の動向に的確に対応し、科学技術政策の戦略的な推進を図っていくことが必要であります。

最後に、科学技術の振興は、未来への先行投資とも言えるものです。総合科学技術会議

は、内閣総理大臣のリーダーシップの下、総合的かつ戦略的に科学技術の振興を図っていくための「知恵の場」として、極めて重要な役割を担っております。創設以来、はや5回を重ね、特に有識者議員の皆様からは、多くの貴重な御意見を頂戴いたしました。今後も、「希望の世紀」の実現に向け、議員の皆様のご尽力をお願いし、ご挨拶いたします。

本日はありがとうございました。

【笹川議員】

どうも、お忙しい中大変ありがとうございました。以上を持ちまして本日の総合科学技術会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

- 以 上 -